

上下水道施設内キッチンカー等出店に関する要項

【6月7日(土)出店分】

1 事業目的

宇都宮市上下水道局が管理する施設内において、イベント来場者の利便性の向上につなげることを目的とし、キッチンカー等の出店を募集するもの。

2 募集概要

(1) 出店場所

松田新田浄水場（宇都宮市今里町 1188-2）

(2) 出店形態

キッチンカーまたはそれに準ずる屋台等

※ 電源等はありませんのであらかじめご了承ください。

(3) 募集店舗種類及び店舗数

ア 「うつのみやストロベリーサーモン」を使用した食事等を提供できる店舗

・ ・ 1 店舗

※ 「うつのみやストロベリーサーモン」は、冷凍状態のもの（さく又は丸）を上下水道局から提供します。「うつのみやストロベリーサーモン」の詳細については別添資料を参照のこと。

イ 軽食等取扱店舗 ・ ・ 2 店舗

(4) 出店日

令和7年6月7日(土)

(5) 出店時間

午前10時～午後3時

※ イベント開催時間である午前10時～午後3時までの時間は営業を続けること。

※ 出店準備は午前9時から、退店撤去は午後4時までにを行うこと。

(6) 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）とする。

(7) 出店料

ア 「うつのみやストロベリーサーモン」を使用した食事等を提供できる店舗

・ ・ 10,000円（税込み・1日）

イ 軽食等取扱店舗 ・ ・ 5,000円（税込み・1日）

(8) 来場者数（目安）

1,000人程度

※ 令和6年度同イベント来場者数：961人

3 応募条件

申請者は代表者とし、次の要件をすべて満たす者とする。

- ・ 市内に営業所又は住所がある個人，事業者
- ・ 市内でキッチンカー等の営業許可を有するもの
- ・ キッチンカー等出店の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスを提供できる者
- ・ 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に参加している者
- ・ 過去 2 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- ・ 保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
- ・ 市税に滞納のない者
- ・ 上下水道料金に滞納のない者
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）でない者
- ・ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属さない者
- ・ その他、市が指示する遵守事項を遵守できる者

※ 警察への身元照会を実施します。

※ 市税及び上下水道料金の滞納確認を実施し、滞納があった場合は出店不可とします。

※ 上記の条件は、出店に携わる方全員が満たしている必要があります。

4 出店にあたっての条件

(1) 出店関連

- ・ 販売可能物品は、食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）とすること
- ・ 販売する食材は、安全が認められている食材であること
- ・ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- ・ 営業に必要な電気や水等は、出店者で用意すること
- ・ 火気を使用する場合、消火器を常備すること

(2) 上下水道事業への協力

上下水道局が実施するアンケート（利用者の声や売り上げ等）に協力すること

(3) ごみ処理等

- ・ ゴミ箱を設置するとともに、出店者の責任で回収すること
- ・ 出店形態は施設の景観に配慮すること
- ・ 販売終了後は設置したものを全て撤去し原状を回復すること

(4) その他

- ・ イベントは雨天実施だが、天候不良等より急きょ出店を中止する場合は、上下水道局に事前に連絡すること
 - ・ 不慮の事故、市民からの苦情等が生じた場合には、出店者がその責任において一切に対応すること
 - ・ メニュー看板やのぼり旗等を設置する場合は、車両周辺の概ね1 m以内の常時管理可能な範囲とし、合計3点以内とすること
 - ・ 施設等を損傷した場合、上下水道局職員に速やかに連絡するとともに、出店者がその責任において速やかに原状回復をすること
 - ・ 施設内を車で走行する際は、5km/h 以下としハザードランプを点灯させること
 - ・ 車両移動時以外はエンジンを停止させること
 - ・ エンジンと電気系統が連動している場合は、上下水道局に事前に相談すること
 - ・ 発電機を使用する場合は、静音仕様のものを使用する、養生を行うなど、稼働音への配慮を行うこと
 - ・ 営業中にBGM等を流さないこと
 - ・ イベント来場者に影響を与える行為（施設内を歩きながらのチラシの配布等）や拡声器を使用した呼び込み等は行わないこと
 - ・ その他関係法令を遵守すること
 - ・ 本要領に定めのない事項については、事前に上下水道局と協議すること
- ※ 天候不良等によりイベントが中止となった場合は日程振替の対応はありませんので、予め御了承ください。

5 出店の取消

次のいずれかに該当する者は出店許可を取り消すこととする。また、出店取り消しにより出店者が被る損害に対しては、市は一切責任を負わない。

- ・ 応募条件に反する事実が判明した場合
- ・ 販売した飲食物により利用者に事故（食中毒）が発生した場合
- ・ 利用者とのトラブルが度々発生した場合
- ・ 出店条件を厳守しない場合や、その他市が出店を不相当と判断した場合

6 応募方法

(1) 出店申込

- ・ 出店申込書
- ・ 誓約書

※ 出店に関わる方全員分の身分証明書〔運転免許証（表面、住所変更がある場合は裏面も）、マイナンバーカード（表面）等〕の写しを添付願います。

- ・ 営業許可書一式の写し
- ・ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ・ 車検証の写し
 - ※ 車検満了日の記載がなく、確認できない場合は、自動車検査証記録事項（A 4 サイズ）の写しを提出願います。
- ・ 出店形態が分かる写真
 - ※ ナンバープレートが確認できるもの
- ・ チェックリスト

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）必着

※ 締め切り後、審査を実施いたします。出店日の決定が直前になることがありますので予めご了承ください。

※ 出店枠に空きがある場合、以下の通り再募集を行う予定があります。

再募集申込期間

5 月 1 3 日（火）～5 月 1 6 日（金）

(3) 提出場所

宇都宮市上下水道局経営企画課（上下水道局庁舎 2 階）

(4) 提出方法

- ・ 経営企画課窓口への持参
- ・ 郵送（※ 締切日必着）
- ・ メール（u4305@city.utsunomiya.tochigi.jp）
件名「キッチンカー等出店申込書」

7 問合せ先・提出先

〒320－8540

宇都宮市河原町1番40号

宇都宮市上下水道局 経営企画課 企画財政広報グループ

電 話 ： 0 2 8 － 6 3 3 － 3 2 3 0

メール ： u4305@city.utsunomiya.tochigi.jp